

ご寄付のお願い

平成 27 年 11 月
公益社団法人 全国消費生活相談員協会
会 長 金 子 晃
理事長 吉川萬里子

日頃より本協会の活動に、ご理解とご支援をいただき、誠にありがとうございます
ございます。

本協会は 1977 年の設立以来、公益活動に励んでまいりました。2014 年に
「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に則り、公益社団法
人になり、従前にも増して公益に資する活動を展開してきています。

消費者被害の救済、未然防止・拡大防止、消費者の権利の確立のために、
本協会がこれまで取り組んできた主な活動は、本部、関西、北海道の各事務
所を拠点として実施してきた週末電話相談、その時々問題となっているテ
ーマを選び全国 7 支部同時に開催してきた電話相談 110 番です。平成 26 年
度に全国から本協会の電話相談に寄せられた件数は約 2600 件でした。それ
らの相談に真摯に対応し、消費者被害の救済に資してきたことは（公社）全
国消費生活相談員協会の名に恥じない活動だと自負しております。また、寄
せられた相談を分析、消費者問題としてとらえた情報を基に、消費者向け
た啓発講座の実施、啓発のための冊子やリーフレットの作成は啓発活動とし
て、消費者被害の未然防止・拡大防止、消費者の権利の確立につながってい
ると考えています。

2007 年には内閣総理大臣より「適格消費者団体」として認定を受けてい
ます。事業者の不当な約款等の是正を求めるといった適格消費者団体として
の活動もまた、消費者の権利の確立に向けたものとして会員が取り組んでき
ています。誰もがどこに住んでいても安全・安心して暮らせるようにとの思
いで、今後はさらに活動を拡充させていきたいと考えています。

公益社団法人としての本協会の活動に対して、各方面から大きな期待の声
が寄せられておりますが、本協会の活動を支えている資金は、会費と寄付に
よって賄われております。

活動をさらにご支援いただきたく、多数の方々からの寄付をお願い申し上
げます。

以上

振込先と所得税控除等の優遇措置について

- ・ 振込先 : ゆうちょ銀行
口座記号・口座番号 00100-4-385852
名義人 (公社) 全国消費生活相談員協会
- ・ 税制の優遇措置 : 一般寄付金の損金算入限度額と同額以上を別枠として損金算入することが認められます。
- ・ 取扱の詳細については、所管の税務署にお問い合わせください。